

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿智村長

市町村名 (市町村コード)	阿智村 (407)
地域名 (地域内農業集落名)	智里東 (大沢、大野、中野、奥藤、中平、伏谷、下平、昼神)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水田農業を基本として野菜の複合経営や畜産などが経営されて来た。近年施設園芸によるトマト、きゅうり、アスパラなど高収益作物への転換も行われて来たほか、そばやヤーコンなど加工販売を目的として6次産業化の取り組みも行われてきた。

経営的には、農産物価格が低く製造コストに見合っていないことや、昨今の資材費の高騰や最低賃金の増加は、農業経営を疲弊させ厳しいものとしている。

温暖化による環境の変化が近年急激に進み、農作物や家畜、農業従事者にも大きく影響を与えているところであり、収量減や経費の増加となっている。

中山間地であるため、日照が悪い農地も多く、傾斜地で草刈りなど管理に労力を要するなど条件が不利な面も多く、林地に近い農地は荒廃化する農地が多く課題となっている。

鳥獣害の被害も多いことから、大規模防護柵を地域の全域に設置し効果を発揮しているところであるが、将来にわたって効果を発揮するために維持管理を行っていく必要がある。

森林整備が滞るところが多く、農地周辺で支障木が問題となっている。また、遠方の森林でも立木が茂り日照を悪くしている。

相続されていない農地が増加している。このまま放置されると家も途絶え相続が益々難しくなり、農地を担い手に引き継ぐことは難しくなる。

近年、高齢化や担い手不在により耕作されない水田の増加が懸念され、水田を転作し省力化が可能なソバを栽培することで、荒廃地化を一部防止してきたほか、担い手農業者や農業法人がかり耕作放棄地を引き受けソバを栽培する農地の受託も行われており、担い手への集積が進められている。

担い手への集積集約を行っているが、当地区の農地は構造改善されていない農地が多く、1筆の面積が3～5a程度と小規模であることから効率が悪く労力を必要とする。近隣の農地を集約しても1～2ha程度の小規模であるため補助事業を活用した大規模な構造改善を行うことは難しい。

耕作されなくなる農地は今後の増加も予想される場所であり、担い手と調整する中で一層の農地の集積、集約化を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手によるソバ・露地野菜、施設野菜等作付けが行われている。また、畜産農家などの多様な経営体により、多くの農地が利用されている。引き続き、担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。

担い手への集約を進めるためにも、可能なところは基盤整備を行っていききたい。

経営規模については現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を希望する経営体も複数存在する。もともと地域社会のつながりが強い地区であることから、そのつながりを活かし、規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ中間管理事業等を活用し農地の集積・集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で概ね10年後も農業上の利用が行われる区域を基本とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
中間管理機構を活用し担い手への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りや売買は、事前に農業委員会や農地集落支援員に相談し、原則として中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約を進めるためにも基盤整備は積極的に行いたい。 可能なところは基盤整備を進め耕作条件を整えた上で、さらに近隣の農地の集約化を図る。 集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から取り組みに向けての検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の経営体のほとんどは高齢で、数年後にはどうなるかわからない、必要な担い手をどのように確保していくのか検討していく必要がある。 集落における連携を強化し、集落営農を発展させ法人化等により経営体を確保していく。 就農希望者へ農業委員会など関係機関と連携し必要な支援や農地をあっせんすることで担い手を育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落での平時の話し合いや情報交換などにより、可能なところから取り組みに向けての検討を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①・大規模防護柵の効果を今後も発揮するため、既存施設の維持管理に努める。
・猟友会に捕獲の協力を求める。
・放置される柿の木に獣が出没し地域の獣害の拡大となるため、放置柿の伐採について検討する。
- ⑦・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めていく。
- ⑨・積極的に基盤整備を実施したいが、国の補助制度は大規模なもので、面積要件が厳しい。当地域のような中山間地域では活用が難しいため、面積要件の緩和を国や関係機関へ働きかけを行っていく。